

学校法人共愛学園寄附行為

(昭和26年2月24日制定)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人共愛学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市小屋原町1154番4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行うとともに、基督教主義の徳育を基調とした質実な教育および保育を施し、人格の育成を図ることを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 共愛学園前橋国際大学 国際社会学部 国際社会学科
- (2) 共愛学園高等学校 全日制課程 普通科 英語科
- (3) 共愛学園中学校
- (4) 共愛学園小学校
- (5) 共愛学園こども園

2 前項に掲げる学校の総称を共愛学園とする。

第3章 役員、理事会及び学園長

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 11名以上12名以内
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 共愛学園長
- (2) 共愛学園前橋国際大学学長
- (3) 共愛学園高等学校長及び共愛学園中学校長のうち理事会において選任した者1名
- (4) 共愛学園法人事務局長
- (5) 基督教信者である評議員のうち評議員会において選任した者3名
- (6) 前各号に規定する理事の過半数をもって選任した者5名

2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる理事間の2つ以上の兼務があるときは、同項第6号の理事を増員して補うものとする。ただし、これにより選任される理事は、同項第1号、第2号、第3号及び第4号理事の職務に準ずる者とし、当該理事間の兼務が解けたとき、または当該職務を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 前第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号の理事は、学園長、学長、校長、法人事務局長及び評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学園長、学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外のものであって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の召集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された任期は、現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任の申し出があり、理事会が承認したとき。

(理事会)

第11条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって組織する。

3 理事会は、理事長が召集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。

5 理事会を召集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を召集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決する。

12 理事会の決議について、直接利害関係を有する理事は、その議決の決議に加わることができない。

(業務の決定)

第12条 この法人の業務は、理事会で決定する。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか出席理事のなかから互選により選出された2名以上の理事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(学園長)

第17条 この法人に、学園長を置く。

2 学園長は、理事会において選任する。

3 学園長は、この法人の設置する学校の教育を総括する。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、25名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が召集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から3週間以内に、これを召集しなければならない。

5 評議員会を召集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員の互選により選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第16条の規定は、評議員会の議事録について準用する。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(2) 事業計画

(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(4) 寄附行為の変更

(5) 合併

(6) 目的たる事業の成功の不能による解散

- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくははその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 共愛学園長
- (2) 共愛学園法人事務局長
- (3) 共愛学園前橋国際大学学長
- (4) 共愛学園高等学校長
- (5) 共愛学園中学校長
- (6) 共愛学園小学校長
- (7) 共愛学園こども園長
- (8) この法人の設置する学校を卒業した者(この法人の設置する学校の前身たる学校の卒業生を含む。)で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者4名
- (9) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者3名
- (10) この法人の設置する学校在学者の保護者のうちから、理事会において選任した者2名
- (11) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者9名

2 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる評議員間の兼務により評議員定数が満たないときは、同項第9号の評議員を増員して補うものとする。ただし、これにより選任される評議員は、同項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号評議員の職務に準ずる者とし、当該評議員の兼務が解けたとき、または当該職務を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 前第1項1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9及び第10号に規定する評議員は、その職又は地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員(第22条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第10号に掲げる評議員を除く。以下この条において同じ)の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された評議員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決及び評議員会において出席評議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任の申し出があり、理事会が承認したとき。

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産

及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定にしたがって基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(事業計画及び予算)

第31条 この法人の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第7条第2項第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散

のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、共愛学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、昭和26年2月24日から施行する。

(設立当初の役員)

2 この法人設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	半 田 善四郎
理 事	深 沢 信 三
同	周 再 賜
同	高 津 つ る
同	ダーレー・ダウンズ
監 事	柏 木 隼 雄
同	木 村 二 郎

附 則

この寄附行為は、昭和31年12月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和41年4月7日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年6月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年5月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 62 年 12 月 23 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年 8 月 18 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 6 年 1 月 6 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 10 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 10 年 12 月 22 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 14 年 4 月 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 3 月 17 日）から施行する。

附 則

平成 21 年 3 月 18 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 28 年 3 月 18 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 28 年 5 月 27 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

平成 29 年 9 月 13 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 29 年 9 月 13 日から施行する。